

## 第5回 個人情報保護制度部会議事録

1 日 時 平成27年6月24日（水） 11：00～12：00

2 場 所 福岡市役所15階 1503会議室

### 3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

五十川 直行

石森 久広

村上 裕章

(2) 事務局

情報公開室長 豊嶋 英司

個人情報保護係長 若松 慎一

個人情報保護係 曾我 まどか

個人情報保護係 松本 真由子

開会

議事

質疑応答

(部会長) ただいまから第5回個人情報保護制度部会を開催する。本日の議題は、次第のとおり、前回に続き、答申案についての審議である。事務局に説明を求める。

(事務局) 答申案の構成について説明。

(部会長) 意見はないようなので、答申の内容の審議に移る。審議の方法は概要を読み上げることで進めたい。事務局から項目ごとに読み上げていただきたい。

### 答申案審議

#### 第1

(事務局) 読み上げ

(委員) (概要の2段落目)「ただし」の表現は前の部分に対立するという感がある。「併せて」、「また」という表現ではどうか。

(部会長)「併せて」が適当である。

(委員) (概要の1行目)「番号法第31条の規定の趣旨」は「の規定」は不要では。

(部会長) (概要の2行目)「現行条例」がいきなり出てくる。説明が必要ではないか。

(事務局)「現行の福岡市個人情報保護条例」とする。

(部会長) 第1の論点は、現行条例を改正するか、番号条例を制定するかであるが、それ

には触れないでよいのか。

(事務局) 審議上の論点は提示したが、答申としてはそこまで踏み込む必要はないと考えた。

(部会長) あえて触れないということで書かないこととすることでよいか。

(委員) ここは大きな論点ではあり、市長にとっても判断材料になりうるのではないか。難しいのであれば触れないこととしてもよいが。

(部会長) 説明は難しいように思われるが。

(委員) (説明の4ページ2段落目)の「これら」の分は、前後を入れ替え、結論として「当面一部改正を行うこととする」旨とし、次の文の後にする構成としてはどうか。

(部会長) 後の「自主的に取り組む」を強調することとなると、結論との関係があいまいになるように思う。原案通りとしてはどうか。

## 第2

(部会長) (概要の3行目の)「死者に関する」は取った方がよい。①には関係がないからである。

(委員) (概要の1行目)「これを前提とする…」は、不要ではないか。個人情報ベースとなっている定義は、保有特定個人情報、情報提供等記録などもある。

(事務局) カッコ書きの「特定個人情報等」の「等」で、保有特定個人情報、情報提供等記録なども含めている。また、2項で「特定個人情報」を消しているのは、実際の条例改正文を検討していると、条例では「保有特定個人情報」の定義をすれば、「特定個人情報」の定義は必要がないからである。

(部会長) カッコ書きはなくとも、説明で触れているので、ここでは削除する。

(部会長) (説明の2段落目)「すなわち」の段では番号法の定義のみ引用しているが、市の条例の定義との違いの結論のみ記載している。市の条例の定義も引用するべきである。

また、説明の部分でも①、②の文末に結論を書いた方がよいのでは。

## 第2章

(部会長) ここの第2章の総論はわかりやすいので、残すこととする。

## 第3

(委員) (概要) 1行目「保護の厳格化」とあるが、「管理の厳格化」の方が適当ではないか。また、「の」が続きすぎるような気がする。

(部会長) (概要)「情報提供等記録」については後ででてくるが、ここで説明をしてはどうか。参照とするなど。また、説明にも結論を簡潔に記載すること。

## 第4

(部会長) (概要) 冒頭で、「任意代理人を認めていない」旨を記載すること。16ページの5行目以降で、開示決定の際の留意事項についての記述があるが、むしろ詐称などを防ぐための任意代理人の確認等を行うことを記載するほうがよい。

(事務局) 代理権の確認や利益相反行為について留意する旨で訂正する。

(委員) (説明) 15ページ最後の接続詞は、「ところで」ではなく「しかしながら」が適当。

(委員) 条文には「第」をつけるのか。

(事務局) 訂正する。

#### 第5

(部会長) (概要) 冒頭で手数料が無料である旨から始めているが、番号法ではこうなっているが、との趣旨を記述すべき。また、結論についても。

(委員) (概要) 「一方」との表現が気になる。前段との対比を浮き彫りにする表現であるが、なお書きが適当ではないか。前段は手数料の話で、一方以下は写しの問題を言っている。

(事務局) ここの部分は、まず番号法の説明を加えるので、これに対して市条例の手数料についてと、写しの費用についてとの2つの現状を説明するという構成となるので、この接続は、前段の手数料の話に加えて、「さらに」などとしてもよいのではないか。

(委員) (概要) 1行目の「番号法が求める」という表現がどこに係るのかわからない。

(事務局) ここの部分も、先の番号法の説明を加える修正と併せ、適当な表現に変えたい。

#### 第6

(部会長) (概要) マイポータルという表現が出てくるが、「情報提供等開示システム」としてカッコ書きで、以下マイポータルという説明をした方がよい。

(説明の2段落目) 説明の中で、「すなわち」以下の文章だが、マイポータルは利便性が高いという理由と、他制度の開示制度優先原則を排除するという関係がわからない。

(事務局) 疑問の残るところではあるが、国の個人情報保護法による開示はこのマイポータルを使って開示することとなっているが、自治体の条例の制度から見ると現時点ではマイポータルは他制度という位置づけとなる。将来的に自治体の開示をこのマイポータルで行うことが検討されることとなっているが、まだ附則に規定されている段階であるためこれを条例による開示の方法として位置づけることが難しいと考えている。よって、マイポータルを他制度による開示と位置づけ、それを利用できない場合は条例による開示も行えるようにするという解釈を取っている。

(部会長) その所は、精査していただく。

(委員) それであれば、「利便性が高いと考えられるところ」というよりも、「考えられるものの、」というつながりではないか。

(事務局) この部分は再考する。

#### 第7・8

(部会長) (概要) 1の「・・・想定されないため」は分かりにくい。ととても良いのでは。

#### 第9

(委員) (概要) 3行目「できる場合について、」とあるのは「できる場合については、」ではないか。

## 第10

(委員) (概要) 3行目「法律により担保されている」と「事前評価が行われることになっている」との関係が不明確。

(部会長) 3行目は、「担保されている」で文章を切る。

## その他

(部会長) 今後はどうするか。

(事務局) 今日のご意見により修正をし、部会長にも相談の上、次回に再度提出する。次回の審議をどのように行うかは、部会長とも相談させていただく。

(部会長) 今後の予定は。

(事務局) パブリックコメントを8月2日まで行うので、その結果は8月でないと出ない。ただし、9月議会の議案は8月下旬には持ち込む必要があるので、それまでに事実上のご了承をいただいたうえで、8月の部会で正式な答申をいただくということをお願いしたい。

(部会長) それではこれで終了する。